

兵庫県電子入札共同運営システム西宮市上下水道局運用基準

(趣旨)

第1条 この基準は、兵庫県電子入札共同運営システム（以下「電子入札システム」という。）を使用して西宮市上下水道局（以下「局」という。）が行う入札（見積り合わせにより契約の相手方を決定するものを含む。以下「電子入札」という。）及びこれに関する一連の手続に関して、必要な事項を定めるものとする。

(利用資格)

第2条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、当該年度の局競争入札参加資格を有していなければならない。

(局が使用する IC カード)

第3条 局は、地方公共団体における組織認証基盤（LGPKI）が発行する IC カードを使用して、電子署名を行う。

- 2 電子入札の開札結果の通知に際しては、局契約担当課長又はその代理の管理職が、入札執行者として IC カードにより執行者署名を付加する。
- 3 前項の開札結果の通知以外の電子入札システムによる契約担当者からの送信に際しては、局契約担当課担当職員が、入札担当者として IC カードにより担当者署名を付加する。

(入札参加者が使用する IC カード)

第4条 入札参加者が使用する IC カードの名義は、局に受任者を登録していない場合には代表者、受任者を登録している場合には受任者とする。

(電子入札の期間)

第5条 電子入札の期間は、原則として、開札日の前日までとし、その他の期間、日時等は、紙媒体（紙の入札書）を提出して行う入札（以下「紙入札」という。）における取扱いに準じて設定するものとする。なお、入札書提出締切時刻は、電子入札システムの利用時間の終了時刻よりも前の時刻に設定するものとする。

(案件の変更)

第6条 入札執行上の都合により、入札の日時、開札の日時等の変更を行う場合は、入札参加者に対し、原則として電子入札システムにより日時変更通知書を送信することにより通知するものとする。

2 案件登録後、その内容について錯誤が認められた場合において登録内容を修正する必要があるときには、錯誤が認められた案件の削除を行った上で、改めて案件登録を行うものとする。

(紙入札への変更)

第7条 電子入札システムに生じた障害、天災、広域的停電等のために、電子入札システムを使用できない場合には、入札方法を電子入札から紙入札に変更するものとする。

(入札内容に関する質疑・回答)

第8条 入札説明書等の内容に関する質疑の提出及びこれに対する回答は、電子入札システムの質問回答機能によらず、ファックス等によるものとする。ただし、案件の公告文又は公表文等において別の定めがある場合は、これに従うこととする。

(入札参加申込み)

第9条 電子入札による一般競争入札及び公募型指名競争入札について、入札参加申込みは一般競争入札においては競争参加資格確認申請書の送信、公募型指名競争入札においては技術資料の送信によるものとする。

(資料の送信)

第10条 入札参加資格確認資料及び工事における工事費内訳書、物品における内訳明細書については、電子入札システムにより電子ファイルを送信することにより提出するものとする。

2 局では入札参加者へ配布する電子ファイルについて、次の各号に掲げるアプリケーションソフトを使用し、表示内容等の確認をする。入札参加者が、電子ファイルを送信する際は、同アプリケーションソフトで支障なく表示できるファイル形式で作成し、送信すること。なお、電子ファイルには、必要のない内容又は機能（マクロ等）を付加してはならない。

(1) Microsoft Word2016

- (2) Microsoft Excel2016
- (3) Adobe Acrobat Reader DC

- 3 ファイルを圧縮する場合には、LZH形式又はZIP形式によるものとする。
- 4 案件の公告文又は公表文等において別の定めがある場合は、これに従うこととする。

(郵送等による資料の提出)

第11条 提出資料のうち次に掲げるものは、入札参加者に対して、郵送又は持参（以下「郵送等」という。）を求めることができる。

- (1) 提出資料に係るファイルの容量が1MBを超えるもの。
- (2) ウイルス感染があることが判明し完全にウイルスを駆除することができないもの。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、局が郵送等によることと指定したもの。

(紙入札の承認)

第12条 電子入札案件については、紙入札は認めない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、局の承認を得た場合はこの限りでない。

- (1) 指名競争入札において、電子入札システムへの利用者登録を済ませていないにもかかわらず指名を受け、ICカードを取得していないために、電子入札システムへの利用者登録を直ちに行えない場合。
- (2) ICカードの取得又は更新手続き中であり、当該手続き中であることが証明できる場合。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、入札参加者にやむを得ない事由があると認められ、かつ、入札手続に支障がない場合。

- 2 前項の規定により、紙入札について局が承認する場合、入札に関する必要事項は、原則として本来の紙入札におけるものに準じるほか、次の各号の条件を付するものとする。

なお、既に電子入札システムにより受信した競争参加資格確認申請書又は技術資料に係るファイルがある場合には、それらは有効なものとする。

- (1) 一般競争入札の場合、入札参加申込書及び入札参加資格確認資料を指定した日時までに指定した場所へ持参すること。

- (2) 入札書及び案件の公告文又は公表文等で指定した資料を指定した日時までに指定した場所へ持参すること。
- (3) 入札担当職員が入札者に代わって、入札者から提出された入札書に記載された入札金額を電子入札システムに入力すること。
- (4) 入札書等への記名押印に際しては、局に使用印鑑として登録している印鑑を使用すること。

(入札の辞退)

第 13 条 入札参加者は、入札書受付締切日時前で、かつ、入札書を送信するまでの間に限り、辞退届を送信して辞退することができる。

- 2 入札書受付締切日時までに入札書の送信がなく、辞退届の送信もない入札参加者については、入札書受付締切日時を経過した時をもって辞退届の送信があったものとみなす。
- 3 入札参加者は、入札書を送信した後に、特別の事情の発生により入札を辞退しようとする場合には、その理由を付して辞退申請書を提出し、局の承認を得なければならない。
- 4 前項の規定により、辞退申請書が提出された場合、局はその内容を審査の上、承認または却下を電子入札システムにより、申請者に通知するものとする。
- 5 前項の規定により、局が辞退申請を却下した場合、提出された入札書は引き続き有効なものとする。

(開札状況に関する情報提供)

第 14 条 開札手続に非常に時間を要する場合には、電子入札システムに進捗状況を登録することにより、入札参加者に情報提供を行うものとする。

(くじ引きによる落札者の決定)

第 15 条 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上ある場合には、電子入札システムの抽選機能により落札者を決定する。

(再入札)

第 16 条 再入札の必要がある場合には、再入札通知書を入札参加者に送信することにより通知するものとする。

- 2 再入札に関連する日時設定は、原則として当日内とする。

(不調随契)

第17条 不調随契(再入札を実施し落札者がないことを理由とする随意契約)を締結するために見積り依頼をする場合には、見積依頼通知書を対象者に送信することにより通知するものとする。

(入札の打切り)

第18条 入札を打切る場合には、取止め通知書を入札参加者に送信することにより通知するものとする。

(開札結果の公表)

第19条 開札結果の公表については、局契約担当課における閲覧及び局ホームページへの掲載により行うものとする。

付 則

この基準は、平成18年7月3日から実施する。

付 則

この基準は、平成24年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成29年4月1日から実施する。

付 則

この基準は、平成30年11月21日から実施する。